

平成24年2月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書

(平成24年度当初予算等関係)

未来づくり推進局

\*各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額  
「前年度」の欄は今年度の6月補正後予算額  
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

\*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 平成24年2月定例会議案説明資料目次

未来づくり推進局

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成24年度鳥取県一般会計予算		
	1 政策主導型予算編成システムによる平成24年度の予算編成について		1
	2 当初予算説明資料	(総括表) 未来戦略課 広報課 県民課 鳥取力創造課	3 4 9 15 20
	3 歳入歳出事項別明細書		34
	4 節の明細		36
	5 債務負担行為に関する調書		37
第38号	鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部改正について	県民課	38
第39号	鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について	鳥取力創造課	48
第40号	鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正について	鳥取力創造課	54
第73号	財産を無償で貸し付けること(グラウンド等用地)について	鳥取力創造課	55

# 政策主導型予算編成システムによる平成24年度の予算編成について

未来づくり推進局

## 【概要】

新たな政策課題に迅速にチャレンジしていくため、トップダウン方式(幹部主導)と県民の皆さんともに政策立案を進める「鳥取発」の政策主導型予算編成システムを、平成24年度当初予算編成から本格的に導入したところ。

新規事業の検討に当たっては、県民・団体の皆さんに参画いただいた「未来づくり推進本部」のプロジェクトチームによる議論のほか、県民・団体等の皆さんとの意見交換や、県政モニター・パブリックコメント等による意見の聴取など、パートナー県政による政策立案を心がけた。

## 【スケジュール】

### 第1回政策戦略会議 (9月13日)

未来づくり推進局が作成した「ととりの未来づくりに向けた新たなテーマ・方向性(素案)」を各部署に提示し、各テーマ等について意見交換

### 第2回政策戦略会議 (10月17日)

ととりの未来づくりに向けた新たなテーマ・方向性を議論

※横断的視点 ①県民との協働(鳥取力の推進)

②市町村等との連携(効率的な行政運営)

### パブリックコメント (11月4日～25日)

→ ととりの未来づくりに向けた新たなテーマ・方向性(案)に対する意見・施策提案

### 県政参画電子アンケート (11月4日～20日)

→ 県が新たに又は重点的に取り組むべきテーマ、施策アイデアなどの意見・提案

### 第3回政策戦略会議 (12月15日)

幹事会による新規政策戦略事業の「事業化判定」をもとに議論し、H24当初予算政策戦略事業を概ね決定

上記を踏まえ、各部署による要求を知事聞取・査定 (1月26日～2月6日)  
(政調政審 2月2日・3日)

政策戦略会議幹事会<sup>(※)</sup>と  
各部署局長との意見交換

事業アイデアについて意見交換  
事業内容の練り上げ等

〔※統轄監、未来づくり推進局長、  
総務部長、企画部長〕

## 【平成24年度当初予算における3つの重点チャレンジ】

政策戦略会議等での議論をもとに、特に重点的に取り組む分野として、3つチャレンジの柱立て・事業の組み立てを行った。

### 1 夢・未来チャレンジ

#### ① 「まんが王国とっとり」建国YEAR

まんが王国とっとり建国記念事業、まんがコンテンツビジネスチャレンジ事業、「まんが王国とっとり」案内標識整備事業、まんが王国とっとり応援団事業、首都圏発！まんが王国とっとりPR事業、漫画・マンガ・まんが王国とっとりPR事業 ほか

## ② 北東アジアゲートウェイ・セカンドステージ

国際航空便就航促進事業、北東アジアゲートウェイ2ndステージ外国人観光客誘致事業、環日本海物流円滑化推進事業、環日本海圏航路就航奨励事業 ほか

## ③ 人財とつとりの推進

少人数学級の拡充、少人数学級を活かす学びと指導の創造事業、公立大学法人鳥取環境大学運営費交付金、小中学生一日英語村体験事業、鳥取発！高校生グローバルチャレンジ事業、不登校対策プロジェクト事業、育ちと学びをつなぐ就学前教育充実事業 ほか

## ④ 子育て王国とつとりの推進

子育て王国とつとり推進事業、とつとりイクメンプロジェクト推進事業、発達障がい支援人材育成・配置事業、「とつとりふれ愛家庭教育」プロジェクト事業 ほか

## ⑤ 「鳥取の誇り」の創造

山陰海岸世界ジオパークネットワーク推進事業、「進めよう、広げよう！アーティストリゾート・イン・トットリ」事業、若桜鉄道ミュージアム創出事業、エコツーリズムで地域活性化「鳥取モデル」創出事業、鳥取中部ウォーキングリゾート推進事業 ほか

## 2 産業・雇用元気チャレンジ

### ① 経済成長戦略断行

次世代環境ビジネスを支える技術等向上事業、LED産業競争力強化事業、バイオ産業関連企業育成事業、医工連携戦略プロジェクト事業、ICT(情報通信技術)企業底力アップ支援事業 ほか

### ② 雇用創造1万人

鳥取県版経営革新支援事業、建設業介護ビジネス参入支援事業、働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県雇用促進事業、鳥取暮らし農林水産就業サポート事業 ほか

### ③ やらいや農林水産業

みんなでやらいや農業支援事業、やらいや果樹王国復権事業、鳥取地どり増産対策推進事業、原木しいたけ日本一産地づくり支援事業、豊かな海づくり事業、やらいや関西インショップ推進事業 ほか

### ④ 高速道整備と産業展開

直轄道路事業費負担金、地域高規格道路整備事業、実感！近くて快適！鳥取県アクセス向上PR強化事業、鳥取自動車道全通に向けた関西圏における情報発信事業、企業立地事業環境整備補助金 ほか

## 3 絆・あんしんチャレンジ

### ① 「支え愛」のまちづくりの展開

鳥取型地域生活支援システムモデル事業、成年後見支援センター運営支援事業、みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業、まちなか過疎・振興対策検討事業 ほか

### ② 安心医療と健康づくり

鳥取県地域医療支援センター設置事業、腎センター整備・設置事業、ウォーキング立県とつとり事業～日常生活ウォーキングの普及～、がん検診受診率向上緊急プロジェクト～ほっと安心！みんなで”はじめる・つづける”がん検診～ ほか

### ③ 災害に強い地域づくり

津波対策事業、島根原子力発電所に係る原子力防災対策事業、被ばく医療体制整備事業、鳥取県津波避難施設整備促進事業、平成23年度発生災害を踏まえた治水対策強化事業 ほか

### ④ とつとり環境イニシアティブ

とつとり環境イニシアティブ推進事業、エネルギーシフト加速化事業、農業農村小水力発電施設導入事業、治水ダムを活用した再生可能エネルギー発電導入推進事業 ほか

### ⑤ パートナー県政の推進

鳥取力創造運動推進事業、ボランティア・市民活動推進事業、鳥取県民参画基本条例(仮称)制定事業、県と市町村の事務の連携・共同処理事業(単県公共事業) ほか

## 当初予算説明資料総括表

未来づくり推進局(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
未来戦略課	451,703	414,933	36,770			21	451,682	
広報課	242,830	227,391	15,439			230	242,600	
県民課	32,585	23,268	9,317			364	32,221	
鳥取力創造課	469,656	476,647	△ 6,991			429,836	39,820	
合計	1,196,774	1,142,239	54,535			430,451	766,323	

説明  
〈主な事業〉

## 【パートナー県政の推進】

- 鳥取力創造運動推進事業
- ボランティア・市民活動推進事業
- 鳥取県民参画基本条例(仮称)制定事業

## 【情報発信の強化】

- とっとり情報発信費
- とっとり放送局(仮称)運営事業

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

3目 広報費

未来戦略課（内線：7097）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり情報発信費	96,804	65,752	31,052				96,804	
トータルコスト	120,942千円（前年度 91,314千円）〔正職員：3.0人〕							
主な業務内容	委託業者選定・契約、情報発信内容調整等							
工程表の政策目標（指標）	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外での県の認知度・好感度を高め、観光や食、移住定住等の施策を支援するため、多岐にわたる情報発信を実施</li> <li>流行の発信拠点としての首都圏に注目し、地域ブランドイメージの向上を図ることを通じて、県内発着の東京（羽田）便の増便のための情報発信を強化</li> </ul>							

事業内容の説明

1 事業の目的

全国における本県の認知度・好感度向上のための情報発信の継続的強化を図り、イメージアップ・観光誘客・県民の誇り醸成等に繋げるため、マスメディア等を有効に活用した県外への「とっとり情報」の発信を展開する。

2 主な事業内容

単位：千円、（ ）内は昨年度予算

区 分	事業内容	予算額
通年メディア枠活用型 情報発信	年度当初から情報発信を行うため、公募型プロポーザルにより年間の放送時間・掲載枠を有利に確保し、首都圏を中心にスケールメリットを生かした情報発信を展開 ※債務負担行為（平成23年11月補正）により着手済み	20,000 (15,000)
フットワーク型情報発信	特に緊急性・重要性の高いテーマ（素材）を中心にその他の重点テーマと組み合わせながら、効果的な情報発信をタイムリーかつ強力に全国展開 ＜情報発信の例＞ ・マスメディアを活用した情報発信 ・ガイナレ鳥取のアウェイ戦での鳥取県PR ・環日本海圏諸国での認知度向上 ＜情報発信テーマ＞ ○特に緊急性・重要性の高いテーマ ・まんが王国とっとり建国 ・古事記編さん1300年記念 ・全国植樹祭 ・全国都市緑化とっとりフェア ・エコツーリズム国際大会2013in鳥取 ・鳥取自動車道全線開通 ○その他の重点テーマ 食のみやこ鳥取県、山陰海岸ジオパーク（砂の美術館オープン含む）、魅力ある移住定住先としての知名度向上、航空便機材大型化を見据えた誘客促進	69,565 (44,325)
効果測定	鳥取県に対するイメージや媒体露出に対する反響等を把握するため、リサーチ会社等を活用した効果測定を実施	2,500 ( 0)
マスメディア等招聘経費	漫画家、テレビ番組プロデューサーなど本県への視察招聘等を行い、マンガや番組内の企画で取り上げてもらう	612 (984)
標準事務費		4,127 (5,443)
合 計		96,804 (65,752)

3 これまでの取組状況、改善点

- 首都圏向けの情報発信を強化するため、昨年5月に設置した「首都圏情報発信ワーキングチーム」と従来から県外情報発信担当部局を参集して定期的開催している「情報発信担当者会議」を連動させ、情報共有・情報発信手法の調整を図りながら、より効果的な情報発信を展開。
- これまで議会等でも議論のあった効果測定について、リサーチ会社等を活用して実施し、本県に対するイメージ・認知度の把握に努める。

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

未来戦略課 (内線: 7650)

1目 一般管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	315,450	312,938	2,512				315,450	
事業内容の説明								
一般職の職員(45名)の人件費								
未来づくり推進局 管理運営費	8,911	5,493	3,418			(諸収入) 12	8,899	
トータルコスト	20,980千円(前年度 18,274千円) [正職員: 1.5人 非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	各部局との連絡調整、未来づくり推進局の予算・決算事務、議会調整事務等							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 連絡調整業務に要する経費								
2 主な事業内容								
・ 未来づくり推進局及び各部局との連絡調整経費 6,463千円								
・ 非常勤職員人件費 2,448千円								

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

未来戦略課（内線：7651）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源	
県政推進費	5,872	5,868	4			9	5,863	
トータルコスト	46,102千円（前年度 33,027千円） [正職員：5.0人 非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	県政全般の施策や取り組みを統轄・推進							
工程表の政策目標（指標）	アジェンダ・政策項目の推進、将来ビジョンの実現、将来を見据えた重要施策の検討と部局調整							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県政全般の政策・取組等を統轄し推進する。</li> <li>・部局をまたがる県政の重要課題に対する対応や、部局連携による政策検討を行う。</li> </ul> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県政全般の施策や取り組みを統轄・推進</li> <li>・未来づくり推進本部を中心として、部局横断的なプロジェクトチームを設け、県政の重要施策を効果的でスピーディに推進</li> <li>・アジェンダ・政策項目等の進捗・取組の推進</li> </ul>								
県政顧問会議費	751	635	116				751	
トータルコスト	1,556千円（前年度 1,434千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	県政顧問の設置及び県政顧問会議の開催							
工程表の政策目標（指標）	県民とともに創る未来づくりの推進、アジェンダ・政策項目の実現、将来ビジョンの実現							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県政の重要事項(分野)に関する「大きな方向性」に対し、「大局かつ専門的な見地」から助言、提言をいただくため、県政顧問を設置する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>【設置目的】</p> <p>県政の進展を図るため、県政の重要事項、課題に関して大局かつ専門的見地から助言・提言を得る。</p> <p>【設置根拠】</p> <p>鳥取県県政顧問設置規則</p> <p>【任命人数】</p> <p>10名（※昨年度からの変更点→顧問を1名増）</p> <p>【報酬】</p> <p>10,100円/日（※「鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例」による）</p>								



平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

3目 広報費

未来戦略課（内線：7097）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広報連絡協議会運営支援事業	(23,915) 23,915	(29,557) 24,247	(△5,642) △332				(23,915) 23,915	
トータルコスト	27,268千円（前年度 30,637千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金の申請書審査・支払、市町村・民間との連絡調整、事務局運営の管理監督							
工程表の政策目標（指標）	県外での県の認知度・好感度を高め、観光や食、移住定住等の施策を支援するため、多岐にわたる情報発信を実施							
事業内容の説明	※上段（ ）は商工労働部の緊急雇用創出事業計上分を含む額							
1 事業の目的・概要	<p>本県の魅力の県内外への情報発信や、県内関係機関の広報実務担当者の能力向上に取り組んでいる鳥取県広報連絡協議会の運営を支援するため、補助金を交付する。</p>							
2 主な事業内容	<p>(1) ふるさと鳥取ファンクラブの運営</p> <p>会員に本県の新鮮な情報を届け、会員と本県とのつながりを保持・強化することにより、県外会員を通じた本県への観光訪問の増加、県産品消費の拡大、移住定住の促進を図るとともに、県内会員のふるさとに対する自信と誇りを醸成する。</p> <p>○会員数：2,613人（平成23年9月末現在）</p> <p>○会費：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通会員 2千円（2年間）</li> <li>・特別会員 1万円（5年間）</li> <li>・ふるさと会員 ふるさと納税（1万円以上）（1年間）</li> </ul> <p>○会員特典：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『とっとりNOW』等による情報提供・交流会への参加</li> <li>・県内観光施設等の利用券交付・協賛店割引</li> </ul> <p>(2) 県総合情報誌『とっとりNOW』の発行</p> <p>本県の魅力を取材・編集した季刊誌を発行し、マスメディア関係者をはじめ、ふるさと鳥取ファンクラブ会員、県政顧問、とっとりふるさと大使等に配布し、本県魅力の発信を図る。一般向けに販売（300円）も行う。</p> <p>○発行回数：年4回</p> <p>○仕様・規格：A4判36頁・オールカラー</p> <p>○発行部数：毎号1万部</p> <p>(3) 広報ワークショップの実施</p> <p>会員（県、市町村、民間）等を対象に開催し、県内関係機関の広報実務担当者の能力の向上を図ることにより、情報発信の強化を図る。</p>							
(参考) 鳥取県広報連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和32年11月設立</li> <li>・会長：県未来づくり推進局長</li> <li>・事務局：県未来づくり推進局未来戦略課内</li> <li>・専従職員：常勤職員1人、非常勤職員3人</li> <li>・会員：県、市町村、民間有志</li> </ul>							

平成24年度一般会計当初予算説明資料

未来戦略課（内線：7097）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 撮影・取材データ活用事業	(4,476)	(0)	(4,476)			(4,476)		
事業内容の説明				※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上				
<p>鳥取県総合情報誌『とっとりNOW』の撮影・取材で蓄積されている写真・記事を観光振興に活用する業務を鳥取県広報連絡協議会に委託するために要する経費 雇用創出人数 1名</p>								

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7020)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
インターネット広報費	9,077	10,716	△1,639				9,077	
トータルコスト	28,387千円(前年度29,887千円) [正職員:2.4人]							
主な業務内容	県公式ホームページ「とりネット」の管理・運営							
工程表の政策目標(指標)	県ホームページ「とりネット」の、利用者の立場に立った見やすく利用しやすい画面づくりと、迅速な情報更新							

事業内容の説明

1 事業の概要

鳥取県公式ホームページ「とりネット」を活用して、県政情報等を迅速、的確に発信する。

2 主な事業内容

事業名	事業内容
とりネット管理運営事業 (9,077千円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ作成支援システムの運営及び運用・研修・相談による各所属への指導・支援など</li> <li>・とりネットCMS利活用・改修等業務委託</li> <li>・アクセシビリティガイドライン作成支援業務委託</li> <li>・自動翻訳サービスの利用</li> </ul>
とりネットバナー広告事業	とりネットのトップページに企業等から申込みのあったバナー広告を掲載し財源涵養を図る。

※CMSとは「コンテンツマネジメントシステム (Contents Management System)」の略称

Webコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築したり編集したりするソフトウェアのこと。デジタルコンテンツの管理を行うシステムの総称。鳥取県ではCMSを平成18年に導入し「とりネットCMS」として運営している。

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7020)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
(新)とっとり放送局	(8,722)	(0)	(8,722)			(5,657)	(3,065)	
運営事業	3,077	0	3,077			(諸収入) 12	3,065	

トータルコスト 9,514千円(前年度0千円) [正職員:0.8人 非常勤職員:1.0人]

主な業務内容 ユーチューブ、ツイッター等、ソーシャルメディアを活用した情報発信

工程表の政策目標(指標) 情報発信・収集手段として新しいサービスの活用

事業内容の説明 ※上段( )は商工労働部の緊急雇用創出事業計上分を含む額

1 事業の概要

とりネット内に「とっとり放送局(仮称)」を開設し、「まんが王国チャンネル」などの複数の動画チャンネルで、身近な県政の話題、県政の動向などを定期的に配信する。

また、ツイッター等、ソーシャルメディアを活用して、県政情報等を迅速、的確に発信するとともに、動画コンテストを実施する。

2 主な事業内容

事業名	事業内容
とっとり放送局(仮称)運営事業(3,077千円)	とりネット内にポータルサイトを設け、複数のチャンネルを設定し、企画・取材・編集した動画を配信する。(非常勤職員1名配置)
ツイッター・フェイスブック活用情報発信事業	ツイッター、フェイスブックなどのソーシャルメディアを活用し、鳥取県の情報をタイムリーに発信する。
とっとり動画コンテスト委託事業	「とっとり」の魅力・面白さを感じられる動画をコンテスト形式で募集し、全国に発信する。 (緊急雇用創出事業 計上 5,645千円 非常勤職員2名配置)

※ソーシャルメディア

今までのメディアと異なり双方向が特徴のメディア。ツイッターなどインターネットを利用して個人が情報発信することで利用者同士のつながりができ、発信された情報が広く拡散して影響力を持つようになっている。

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

3目 広報費

広報課(内線:7021)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新聞テレビ等委託 広報費	134,364	120,964	13,400				134,364	
トータルコスト	150,456千円(前年度133,745千円) [正職員:2.0人]							
主な業務内容	新聞・テレビ・ラジオ広告の制作、県政テレビ番組の企画							
工程表の政策目標(指標)	県民に県の施策や催事等をタイムリーに伝えるため、各種広報媒体の特性に応じ、効果的な広報を実施							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県政広報を効果的に進めるため、全庁の広報テーマを集約し、新聞、テレビ、ラジオ等各種広報媒体特性に応じて計画的な広報を行う。								
2 主な事業内容 <span style="float:right">単位:千円(括弧内は前年度の額)</span>								
区分	内容							所要経費
1 新聞広告	(1) 施策広報(随時) 県の施策情報を全5段又は半5段で掲載する。 (2) 生活関連情報お知らせ(毎月第2・4木曜日) 日本海新聞と山陰中央新報に全5段の枠内に複数の項目を掲載する。							(45,562) 45,878
2 県政テレビ	「週刊とり☆リンク」(山陰放送、週1回5分、字幕、手話年12回) 県政の施策情報・生活関連情報を県民の視点でわかりやすく親しみやすく紹介する。※県民の視聴機会増加を図るため、放映日時を平日夜のゴールデンタイムに変更。また、放映後の番組をインターネット上で動画配信するようにした。							(36,707) 35,030
3 県政特別番組	県政の重要施策等を紹介する特別番組(30分番組2本、うち1本は、島根県と共通する施策課題等を取り上げる共同番組) ※鳥取県単独で実施する特別番組枠を新設。							(1,500) 3,000
4 テレビスポット	県の施策情報を15秒で伝える。 ※一部島根県との共同実施							(23,724) 28,512
5 ラジオスポット	県の施策情報を20秒で伝える。 ※一部島根県との共同実施							(8,270) 6,570
6 メディア ミックス広報	広報の効果をより高めるため、統一コンセプトの広告を新聞やテレビ(動画30秒)、ラジオ(20秒)等、複数の媒体で集中的に広報する。・実施回数…年4テーマ							(3,564) 3,564
7 新聞折込広告	県庁内からのお知らせ掲載希望が集中する時期には既存の広報媒体では対応しきれない場合もあり、新聞折込で対応。 ・折込先…県内全域で地方紙、全国紙の計7紙に折込み ・折込みの大きさ…B3判カラー両面							(1,637) 1,810
8 大規模イベント 等県政広報推進 事業	県内で開催される全国植樹祭等の大規模イベントを中心に、県政広報の訴求力向上を目的にマンガを活用した広報等を実施するため、庁内各課が実施する取組経費について広報課で一括管理。							(0) 10,000
合 計							(120,964) 134,364	

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

広 報 課 (内線：7840)

3 目 広報費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県政だより広報費	(69,118)	(70,973)	(△1,855)			(12)	(69,106)	
	69,118	68,531	587			(諸収入) 12	69,106	
トータルコスト	91,647千円 (前年度88,501千円) [正職員：2.8人 非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	広報紙の編集・発行							
工程表の政策目標(指標)	県民が求める、県民に必要な情報を分かりやすい紙面で提供							

事業内容の説明 ※上段( )は商工労働部の緊急雇用創出事業計上分を含む額

1 事業の目的・概要

県政や県内のさまざまな情報を県民へ分かりやすく広報するための広報紙「とっとり県政だより」の制作・発行を行う。

また、県政等の年間の動きを時系列で紹介する「県政の動き」をとりネットで公開する。

2 主な事業内容

事業名	事業内容
「県政だより」発行事業 (69,068千円)	対象：県内全世帯(市町村を通じて配布。また、公共機関・銀行・郵便局・県内ローソン等でも配架) 規格：A4判、16頁、フルカラー、毎月1日発行 部数：213,000部 とりネットで公開するほか、電子書籍版も発行。
「県政の動き」発行事業 (50千円)	1年間の県政の動きをとりネットで公開するとともに、総合事務所などでの閲覧用及び保存用に少数部を印刷する。

※平成23年度に県政広報全体の見直しを行った結果、他の広報媒体の活用及び連携強化により、県政だよりの頁数を20頁から16頁に減らすこととした。

※県政だより制作事務非常勤職員経費計上(平成23年度は緊急雇用創出事業として実施)

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広 報 課 (内線: 7754)

3目 広報費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
広告塔等活用広報事業	3,032	3,032	0				3,032	
トータルコスト	4,641千円 (前年度4,630千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	広告塔、電光掲示板への広報掲示等							
工程表の政策目標 (指標)	県民に県の施策や催事等をタイムリーに伝えるため、各種広報媒体の特性に応じ、効果的な広報を実施							
事業内容の説明								
<p><b>事業の目的・概要</b>            県が設置している広告塔及び電光掲示板にお知らせ等を掲示する。</p> <p>(1) 広告塔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置場所 … 県内4箇所 (県庁構内、JR鳥取・倉吉・米子駅前)</li> <li>・ 所要経費 … 3,000千円 (広告データデザイン作成、掲出作業)</li> </ul> <p>(2) 電光掲示板</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置場所 … 県庁構内</li> <li>・ 所要経費 … 32千円 (天気予報情報を自動掲載するサービス利用料)</li> </ul>								
広報活動管理費	5,762	5,756	6			(諸収入) 12	5,750	
トータルコスト	25,877千円 (前年度25,726千円) [正職員: 2.5人 非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	知事定例記者会見の会場設営、運営、会見録の作成、県政記者室への資料提供に係る業務等							
工程表の政策目標 (指標)	県民に県の施策や催事等をタイムリーに伝えるため、各種広報媒体の特性に応じ、効果的な広報を実施							
事業内容の説明								
<p><b>事業の目的・概要</b>            県政記者室を通じたパブリシティ活動等を行う。</p> <p>(1) 知事定例記者会見</p> <p>会場設営準備、映像ライブ配信の実施運営、事後のインターネット公開作業等を行う。</p> <p>(2) 県政記者室への資料提供、記者発表等</p> <p>庁内各所属から県政記者室へ提出される資料提供の確認等を行うほか、随時の記者会見の開催について県政記者会との連絡調整を行う。</p>								

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7021)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源	
広報関係連絡調整費	18,400	18,392	8			194	18,206	
トータルコスト	20,814千円(前年度19,191千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	各種取材、打合せ、研修会等開催事務等							
工程表の政策目標(指標)	県民に県の施策や催事等をタイムリーに伝えるため、各種広報媒体の特性に応じ、効果的な広報を実施							
事業内容の説明								
<p><b>事業の目的・概要</b></p> <p>広報活動を効果的かつ効率的に行うために、各種行政情報の収集等を行う。</p> <p>(1) 通信社情報サービス利用(メール配信サービス、データベース等)</p> <p>時事通信社「官庁速報」掲載記事や各種行政情報を庁内LANのパソコンで閲覧できるよう時事通信社の「iJAMP」サービスや共同通信社の「47行政ジャーナル」サービスへ継続して加入する。</p> <p>(2) 県内外の各種会議、研修会、取材等への参加</p> <p>広報活動に必要な各種会議等への参加、資料作成、取材等を行う。 (日常的に必要な事務費も含む)</p>								



平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

県民課 (内線: 7761)

1目 一般管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県民参画基本条例(仮称)制定事業	6,104	1,936	4,168				6,104	
トータルコスト	22,196千円 (前年度17,912千円) [正職員: 2.0人]							
主な業務内容	検討委員会の開催							
工程表の政策目標(指標)	県民参画基本条例(仮称)の制定及び各種参画制度の運用							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県民に開かれた県政の礎を確かなものにするため、情報公開、県民アンケート、住民投票制度などの基本を定める県民参画基本条例(仮称)について検討する。

2 主な事業内容

(1) 検討委員会の開催 (2,829千円)

委員10名(学識経験者、公募委員など)。開催予定回数8回。

- ・ 現行の広聴制度の改善点を含め、新たな県民参画の手法(ワークショップ、住民討議、住民投票など)の是非について議論。
- ・ なお、議論の公平性を確保するため、専門的な立場からの意見を伺う機会も予定。

(2) 県民機運の醸成 (1,391千円)

○ 広報メディアを活用した情報提供

県政だより、新聞広報、とりネット等による情報提供。

※マンガを活用するなど分かりやすい広報に努める。

○ 県民フォーラム、県民説明会の開催

検討委員会が策定予定の中間報告(素案)を基に、フォーラム(県内1ヶ所)、説明会(県内5ヶ所)を開催。

(3) 標準事務費 (1,884千円)

3 これまでの取組状況、改善点

(1) 鳥取県民参画基本条例(仮称)検討委員会の設置・開催

- ・ 公募委員3名を含む10名で構成。
- ・ 第1回検討委員会を8月に開催以降、5回の検討委員会を開催(3月に6回目を予定)。
- ・ 現行の参画ツール(パブリックコメント、審議会等)の改善案を提案。

(2) 検討状況のPR

- ・ 検討委員会終了の都度、とりネットで配布資料と議事録を公開。マンガを活用した新聞広告を掲載。
- ・ 検討内容の概要版チラシを県内市町村・公民館など約700ヶ所に配布。住民向けの説明会を県内約30ヶ所で開催(3月までにあと20ヶ所予定)。

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

県民課(内線:7848)

1目 一般管理費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
草の根自治支援事業	1,178	1,178	0				1,178	
トータルコスト	10,029千円(前年度9,965千円) [正職員:1.1人]							
主な業務内容	地方自治制度相談受付、啓発、情報提供							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
地方自治制度に基づく自治活動を行う住民に対して、助言・情報提供を行う。								
相談窓口業務	住民による自治活動に関する相談対応							
普及啓発	草の根自治レクチャー、地方自治出前授業 (地方自治の理念や制度の理解促進のための説明会、授業等)							
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内外の自治活動の取組事例の収集、提供</li> <li>・市町村の取組を比較する指標をとりネット上で提供</li> </ul>							

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

県民課(内線:7752)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源	
総合受付等運営費	10,970	10,948	22			121	10,849	
トータルコスト	19,016千円(前年度 18,936千円)			[正職員:1.0人、非常勤職員:3.6人]				
主な業務内容	総合受付、県政情報提供、県庁見学							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明	総合受付及び県民室情報コーナーの管理運営を行う。							
県民の声推進費	1,424	1,424	0				1,424	
トータルコスト	33,608千円(前年度 60,535千円)			[正職員:4.0人]				
主な業務内容	提言等受付、庁内調整、県民PR							
工程表の政策目標(指標)	「県民の声」への迅速な回答							
事業内容の説明	県民から寄せられる県政に関する意見・提言等を「県民の声」として受けとめ、迅速に対応・公表するとともに、予算化や施策反映を行う。							
出前説明会実施事業	193	193	0				193	
トータルコスト	998千円(前年度 193千円)			[正職員:0.1人]				
主な業務内容	申込受付、庁内調整、県民PR							
工程表の政策目標(指標)	意思決定過程への県民参画推進と施策反映							
事業内容の説明	県の各種施策について、県民からの要望に応じて、県職員が地域の集会等に出向いて説明を行う。							

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

県民課(内線:7752)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
パブリックコメント実施事業	4,678	4,678	0				4,678	
トータルコスト	7,896千円(前年度7,873千円) [正職員:0.4人]							
主な業務内容	庁内調整、県民PR							
工程表の政策目標(指標)	意思決定過程への県民参画推進と施策反映							
事業内容の説明								
<p>県の主要施策や重要な条例案の立案に当たり、県民意見を反映するため、意思決定前に政策案を公表し、広く意見を募集する。(新聞広告掲載料 4,678千円)</p>								
県政参画電子アンケート実施事業	4,233	1,753	2,480				4,233	
トータルコスト	8,256千円(前年度 5,747千円) [正職員:0.5人、非常勤職員:0.4人]							
主な業務内容	インターネットを利用した意見募集							
工程表の政策目標(指標)	意思決定過程への県民参画推進と施策反映							
事業内容の説明								
<p>県施策に対する県民意識を迅速に把握するために、あらかじめ公募登録された会員(定員300名)へ、インターネットを利用したアンケート調査を行うとともに、より広範な県民意識を把握する案件が発生した場合には、住民基本台帳から市町村別、年齢別、男女別に抽出した対象者(約5000名)にアンケートを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募登録されたインターネット会員へのアンケート</li> <li>・(新)住基台帳を活用した無作為抽出県民アンケート(2,100千円)</li> </ul>								
不当要求行為等対策事業	2,773	100	2,673			(諸収入) 13	2,760	
トータルコスト	3,578千円(前年度 4,094千円) [正職員:0.1人、非常勤職員:1.0人]							
主な業務内容	庁内への助言、対応							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>県及び職員に対する不当要求行為等に組織的に対応するため、庁内への助言・研修を行う。</p> <p>(新)非常勤職員の配置(不当要求行為等対策専門員)2,673千円</p>								

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費  
1項 総務管理費  
4目 文書費

県民課(内線:7753)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源	
情報公開制度実施事業	568	591	△23			225	343	
トータルコスト	19,878千円(前年度 19,762千円) [正職員:2.4人]							
主な業務内容	開示請求受付・開示決定審査、情報公開審議会開催							
工程表の政策目標(指標)	県民参画の基本となる情報公開の徹底							
事業内容の説明								
情報公開制度の運用により、県政の透明性の確保、県民に開かれた県政を推進する。								
情報公開請求への対応	開示請求を受け、開示・非開示の的確な判断、迅速な決定を行う。							
情報公開審議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開条例の運用に関する重要事項について意見を聞く。</li> <li>・開示決定に対する不服申し立てについて審議する。</li> </ul>							
研修の実施	研修会の開催等により、制度の周知徹底を図る。							
個人情報保護・行政手続制度実施事業	464	467	△3			(諸収入) 5	459	
トータルコスト	10,924千円(前年度 10,851千円) [正職員:1.3人]							
主な業務内容	開示請求受付・開示決定審査、個人情報保護審議会開催、行政手続審査基準等の設定・公表							
工程表の政策目標(指標)	個人情報保護の徹底							
事業内容の説明								
(1) 個人情報保護制度の運用により、個人の権利利益の保護を図る。								
個人情報開示請求への対応	開示請求を受け、開示・非開示の的確な判断、迅速な決定を行う。							
個人情報保護審議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人以外から個人情報を収集する場合等に意見を聞く。</li> <li>・開示決定に対する不服申し立てについて審議する。</li> </ul>							
研修の実施	研修会の開催等により、制度の周知徹底を図る。							
(2) 行政手続制度の運用により、公正の確保と透明性の向上を図る。								

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費  
2項 企画費  
2目 計画調査費

鳥取力創造課（内線：7071）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取力創造運動推進事業	(319,728)	(347,322)	(△27,594)			(財産収入) 28,300	(10,894)	
	319,728	344,941	△25,213			(諸収入) 250,009 (繰入金) 30,525	10,894	
トータルコスト	347,084千円(前年度368,106千円) [正職員：3.4人 非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	鳥取力創造運動を推進するため、県民機運の醸成、住民活動の活性化に向けた取組、県庁の推進体制の整備を行う。							
工程表の政策目標(指標)	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							

事業内容の説明 ※上段（ ）は商工労働部の緊急雇用創出事業計上分を含む額

1 事業の目的・概要

将来ビジョンで描く「活力・あんしん鳥取県」の実現に向け、県民、NPO、住民団体、事業者などの様々な主体が連携し、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりに取り組む活動の支援や機運の醸成、ネットワークづくりや人材育成などに組み鳥取力創造運動を推進する。

2 主な事業内容

(1) 活動のサポート（鳥取力創造運動支援補助金）（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
スタートアップ型 (新規分)	8,000	地域づくり活動に意欲のある団体に対し、新たな取組や事業の拡充などの活動を公募し、採択された事業の初期費用に対し支援 ○補助金額：上限10万円(補助率10/10)、80件程度
スタートアップ型 (継続分)	5,000	地域づくり活動を継続的に実施する活動団体に対し、着手間もない取組を継続していくための活動を公募し、採択された事業に対し支援(平成22年度以降のスタートアップ型採択事業が対象) ○補助金額：上限10万円(補助率3/4)、50件程度
発展型	10,000	地域づくり活動に意欲のある活動団体が行う発展型の取組で、他のモデルとなり地域の活性化に寄与する活動を公募し、採択された事業に対し支援 ○補助金額：上限100万円(補助率3/4)、10件程度
(新) ネットワーク型	10,000	複数の活動団体が協力・連携(ネットワーク化)して新たな成果を生み出す活動を公募し、採択された事業に対し支援 ○補助金額：上限200万円(補助率3/4)、5件程度
(新) ビジネスモデル創 出型	20,000	地域活性化に資する取組みで、継続的に収入の得られる仕組み(ビジネスモデル)を確立する活動を公募し、採択された事業に対し支援(活動を実施するために雇用する人材の人件費も対象とする) ○補助金額：上限500万円 ※人件費上限300万円 (補助率：事業費部分3/4、人件費部分10/10)、4件程度 ○事業実施期間：平成24年度～平成25年度の2年間 (※新規採択は平成24年度限りとして、1年目の補助率3/4は2年目に2/3に低減)
審査会経費	1,641	鳥取力創造運動支援補助金の審査員報酬等、審査会及び地域づくり活動のフォローを行なうために要する経費
計	54,641	

## (2) ネットワークづくり

(単位：千円)

区 分	予算額	内 容
鳥取力実践団体登録制度	1,798	鳥取力創造運動に取り組む活動団体等を幅広く募集し、県が鳥取力実践団体として登録し、主体的にネットワークづくりを行う ○登録団体の活動状況をサイト上でPR ○活動団体間の交流の場の設定
鳥取力創造運動活動表彰	381	自薦、他薦を問わず、鳥取力創造運動に取り組む個人、活動団体、企業等を県で募集し、審査の上で表彰 ○最優秀賞(1)、優秀賞(5) ○外部審査員を含む審査会により決定
鳥取力創造運動PR	3,315	○応援・情報サイト(ホームページ)の管理運営 ○マスコミとのタイアップによる活動状況等の発信
鳥取力創造まつり	2,000	鳥取力創造運動の機運を醸成し盛り上げる鳥取力創造まつりを実施 ○鳥取力創造フォーラムの開催 ○鳥取力創造運動活動表彰の公開コンテスト及び表彰式 ○活動団体による活動PRブースの設置、交流会の実施
計	7,494	

## (3) 鳥取力創造キャビネット

(単位：千円)

区 分	予算額	内 容
鳥取力創造キャビネット	492	○鳥取力創造運動の推進、展開方法を検討(年2回程度) ○委員:16名程度(活動団体、支援組織、マスコミ等)

## (4) 基金積立金・標準事務費

(単位：千円)

区 分	予算額	内 容
基金積立金	254,184	○鳥取力創造運動推進基金への積み立て 250,000千円 ○運用益の積み立て 4,184千円
標準事務費	2,917	
計	257,101	

## 3 鳥取力創造運動推進基金

県民、NPO法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、共に地域の特性を活かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資する「鳥取力創造運動推進基金」の積み増しを行う。

内 容	金 額
平成23年度当初の基金の額	22.88億円
平成23年度中に積立てる額	
(財)とっとり地域連携・総合研究センター(TORC)からの寄附金	3.12億円
平成24年2月補正で新たに積み立てる額	20.0億円
平成23年度末の合計額	46.0億円
平成24年度に新たに積み立てる額	2.5億円
※(財)とっとり地域連携・総合研究センター(TORC)からの寄附金を原資	

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課 (内線: 7070)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) ボランティア・市民活動推進事業	9,772	0	9,772			(繰入金) 9,522	250	
トータルコスト	32,301千円 (前年度 0千円) [正職員: 2.8人]							
主な業務内容	総合ボランティアバンクの構築、検討委員会等の実施、委託事業の実施							
工程表の政策目標 (指標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合ボランティアバンクを開設するとともに、県民のボランティア参加を促進する。</li> <li>とっとりシニア人財バンクを開設する。</li> </ul>							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>今年度開催しているボランティアシステム検討プロジェクトチームでの検討結果をもとに、ボランティア・市民活動の総合的な支援体制の検討、ボランティア情報データベースの整備、企業がモデル的に社会貢献活動を行うためのコーディネート及び検証を行い、ボランティア・市民活動の推進を図る。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">(単位: 千円)</p>								
区 分	予 算 額	内 容						
総合ボランティアバンクの設置	4,160	ボランティア情報を探す側が県全体で横断的に関連情報を検索でき、また、ボランティアを求める側が広く募集することができるボランティア情報データベース (総合ボランティアバンク) を整備する。さらに段階的に機能拡充を図るため、引き続き検討も行う。						
総合ボランティア・市民活動センター (仮称) について検討	1,915	平成25年度に総合ボランティア・市民活動センター (仮称) を整備するため、検討委員会と以下の3つのワーキンググループを設置し、ボランティアシステム検討PTにおける議論を土台に、より具体的な機能等について検討を行う。 I 総合ボランティアバンク検討ワーキンググループ II 総合ボランティアセンター検討ワーキンググループ III 市民活動センター検討ワーキンググループ						
企業の社会貢献活動コーディネート検証モデル事業	3,447	社会貢献活動を行いたい活動実施に至っていない県内企業を対象として、モデル的にボランティア活動のコーディネートを行い、それらの成果をもとに課題や効果的な手法等の検証を行う。						
標準事務費	250							
計	9,772							



平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課（内線：7248）

1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
NPO活動基盤支援事業	5,271	2,628	2,643			13	5,258	

トータルコスト 6,880千円（前年度 9,817千円）[正職員：0.2人 非常勤職員：1.0人]

主な業務内容 広報補助金の交付、イベント・助成金の情報発信

工程表の政策目標指標 多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。

事業内容の説明

1 事業の目的・概要  
 NPO等が活動しやすい環境を整備することにより、活力ある鳥取県づくりにつなげる。  
 県民に対して広くNPO等の活動に関する情報提供及び啓発を行うとともに、NPO等の情報発信・情報収集を支援し、非営利公益活動の促進を図る。

2 主な事業内容 （単位：千円）

区 分	予 算 額	内 容
広報補助金	1,400	NPOが自らの団体の認知度を上げるために必要な広報活動に対して、補助金を交付する。 10万円（上限）×14団体
イベント・助成金の情報発信	—	NPO等の活動を支援するため、各種の助成金情報を配信するとともに、県の事業等に関する情報をホームページや電子メール等により提供する。
非常勤職員	2,571	広報補助金、イベント・助成金の情報発信、環境ISOに関する事務を行う。
標準事務費	1,300	

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課（内線：7071）

1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源	
NPO法人支援事業	858	174	684			1	857	
トータルコスト	19,364千円（前年度10,558千円）[正職員：2.3人]							
主な業務内容	NPO法人の設立認証・認定、監督、NPO法人の制度説明・普及啓発、内閣府との連絡調整、委員会の設置運営							
工程表の政策目標（指標）	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内のNPO法人が、特定非営利活動促進法（NPO法）の適切な運用を図るために必要な支援を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
NPO法施行事務	20	ア NPO法に基づくNPO法人の設立認証・認定 イ 市民活動担当課長中国・四国ブロック会議等への参加 ウ NPO法人設立の手引き、マニュアル等の作成 エ NPO法人データベースの整備
NPO法人設立説明会	20	NPO法人制度、法人設立・運営に係る説明会を実施する。
NPO支援情報の収集	50	日本NPOセンターの会員となり、NPO支援情報の収集、交流を行う。
【新】非営利公益活動促進検討委員会（仮称）の設置・運営	768	「鳥取県非営利公益活動促進条例」の見直し及び寄附税制の優遇対象となるNPO法人を条例で指定し、県民が非営利公益活動を支え促進していくためのしくみづくりを行うため、専門家など第三者的立場の方々の意見も反映させながら検討を進める。
協働提案サポートデスク	0	NPO等からの協働に係る提案を受け付ける窓口を継続して設置し、提案の事業化にともに取り組む。

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課 (内線: 7248)

1目 企画総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取・島根広域連携協働事業	2,686	2,686	0				2,686	
トータルコスト	3,491千円 (前年度6,680千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	事業実施に係る各種調整、提案募集、審査会の運営、研修の実施							
工程表の政策目標(指標)	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取・島根両県共通の地域課題に対して、NPO等の発想力と実行力を生かした事業提案を基に、広域連携協働事業を実施し、地域課題の解決を図る。

また、この取組を通し、両県の行政・民間の相互間の連携を促進し、県境を越えたネットワークの拡大と官民協働の地域づくりの動きを促進する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	予算額	内 容
鳥取・島根広域連携協働事業	2,000	(1) 概 要 「鳥取・島根の広域連携」をテーマとする両県のNPO等と行政が連携して行う協働事業の提案を募集し、選考の上、当該事業に対して助成する。 (2) 応募の条件 ・両県共通の地域課題の解決に資する提案であること。 ・両県の団体(NPO法人又は住民グループ)の共同提案であること。 ・両県の事業担当課と事前に協議し、双方で合意形成が図られた提案であること。 (3) 事業採択 選考は、両県の審査員による公開審査(プレゼンテーションあり)で行い、事業を採択(1事業)。 (4) 助成額と執行 ・事業実施に必要な経費に対し400万円を上限に助成(各県200万円ずつ) ・予算執行は提案に係る事業担当課が行う。
審査会・研修会等経費	216	・両県合同説明会 ・提案を選考する審査会 ・事業効果を高めるために実施する研修会 ・募集チラシ作成 ほか
標準事務費	470	

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課（内線：7071）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新しい公共支援事業	74,489	62,733	11,756			(繰入金) 74,349 (財産収入) 140		
トータルコスト	82,535千円（前年度70,721千円）[正職員：1.0人]							
主な業務内容	事業計画及び各支援事業の管理、運営委員会の開催、内閣府との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
地域の諸課題解決を図るための社会的活動について自発的・主体的に参加する県民、NPO、企業など、いわゆる「新しい公共」の担い手たちの活動を後押しすることにより、NPO等の自立的活動の機運を醸成しながら、その拡大と定着を図る。								
2 主な事業内容 <span style="float: right;">（単位：千円）</span>								
区 分	予算額	内 容						
基盤整備事業	40,581	相談窓口事業をはじめ、NPO等の活動基盤整備に資するための業務をNPO等に委託する。(23年度からの継続)						
新しい公共の場づくりのためのモデル事業	25,675	地域における諸課題の解決に向けて多様な担い手が協働・連携して取り組むモデル的な事業に対して補助する。 ・23年度からの継続(6事業) 20,675千円 ・震災対応枠【新】 5,000千円 …東日本大震災被災地の復興支援や県内避難者支援を行うNPO等及び行政が連携する取組への補助						
ウェブサイトによる情報発信基盤強化事業	4,980	NPO等の活動をPRするとともに、県民がNPO活動を認知・理解し、活動参加・寄附などの形での支援を呼び込むためのウェブサイトを整備する。						
NPO等活動のためのつなぎ融資利子補給事業	1,800	行政から委託を受けて地域づくりに取り組むNPO等が、委託料の支払を受けるまでにやむを得ず融資を受けた場合に発生する利息分について負担する。						
運営委員会の開催経費等事務費	1,453	支援事業の効果を高めるために運営委員から指導・助言・評価を受けるほか、事業の広報活動や報告会等を実施する。						
計	74,489							

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課（内線：7070）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰入金)	一般財源	
鳥取方式の芝生化促進事業	23,609	37,089	△13,480			23,349	260	
トータルコスト	31,655千円（前年度45,077千円） [正職員：1.0人]							
主な業務内容	NPOとの連携、庁内関係課との連絡調整、普及啓発、支援事業の実施							
工程表の政策目標（指標）	幼稚園・保育所・小学校の園庭・校庭の鳥取方式による芝生化を推進する。 平成26年度までに幼稚園・保育所の45%を芝生化する。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
子供たちが自由に運動したり、遊んだりする保育園・幼稚園の園庭、学校の校庭、広場（公園・空き地も含む）の芝生化をNPO等の様々な主体と連携しながら加速的に進める。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	予算額	内容						
県民等への情報発信、普及啓発	708	○鳥取方式の芝生化を考えるシンポジウムの開催 ○市町村や学校、施設関係者、県民の理解の促進（セミナー、現地見学会の開催など）						
芝生化の支援	21,678	○保育所・幼稚園の園庭芝生化への支援 @1,000千円×10園=10,000千円 ○小学校校庭芝生化モデル校への支援（市町村、学校・PTA・地域で構成する芝生化推進団体への補助） @500円/m <sup>2</sup> ×県内3箇所×7,000m <sup>2</sup> （平均校庭面積） =10,500千円 ○芝生化に取り組む保育所・幼稚園及び小中学校への指導助言 =1,178千円						
プロジェクトチームでの部局横断的な芝生化の促進	600	庁内関係課に加え鳥取方式の芝生化を促進するNPOをアドバイザーとして迎えたプロジェクトチームで、部局横断的に芝生化に取り組む。						
県施設の芝生化の積極的な検討	363	県施設での芝生化に取り組むため、初期投資費用、維持管理費を含め最適な芝生の導入手法を検討。						
標準事務費	260							

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課（内線：7248）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) ガイナーレ鳥取と連携した地域づくり推進事業	8,814	0	8,814			(繰入金) 8,514	300	
トータルコスト	12,837千円（前年度0千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	委託事業の実施、補助金交付、事業執行の管理							
工程表の政策目標（指標）	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

ガイナレ鳥取のJ2昇格を機に締結した県とガイナレ鳥取との包括連携協定の中で、地域づくり団体がガイナレ鳥取と協働して事業に取り組むことにより、今後地域での活動をより充実した内容で実施するためのノウハウを学び、県民の活力ある生活を維持する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	予 算	内 容
鳥取方式の芝生化とスポーツを通じた地域づくり事業	5,753	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての地域住民の方を対象に、体を動かして楽しめるいろいろな遊び、スポーツを開催する。</li> <li>事業と並行して鳥取方式の芝生化の魅力を感じてもらうことで、芝生化の理解促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○東部地区、中部地区、西部地区でそれぞれ3回ずつ開催。</li> </ul> </li> <li>ガイナレ鳥取が自治会、地域づくり団体、幼稚園等へ訪問し、協働して地域イベント等に取り組み、その上で地域の子どもたちと体を動かしながら触れ合う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○年間50回実施</li> </ul> </li> </ul> <p>委託先：株式会社 SC 鳥取</p>
地域づくり団体等との協働事業	2,761	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくり団体等が県から助成金を受け、ガイナレ鳥取の経験や人材を積極的に活用して、様々な取り組みを主体的に実施。(1,000千円) <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域づくり団体への助成金 1件あたり上限100千円、年間10件採択</li> </ul> </li> <li>採択事業の支援や広報活動についてガイナレ鳥取に委託し、プロスポーツチームとして行ってきた地域活動の経験を活かして広報及び事業支援に取り組む。(1,761千円)</li> </ul>
標準事務費	300	

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課（内線：7594）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域づくり活動推進事業	9,278	10,547	△1,269				9,278	
トータルコスト	10,083千円（前年度11,346千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	地域におけるネットワークづくりをはじめとした地域づくり活動の推進							
工程表の政策目標（指標）	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、情報誌等による地域づくり実践事例の情報発信、地域づくりセミナーの開催等により地域づくり団体の活動支援を行う。								
2 主な事業内容								
鳥取県地域づくりセンターへの委託 9,278千円								
区分	内 容							
情報発信事業	地域づくりセンター会員の団体情報や助成金情報、多様な地域づくり実践事例をホームページや情報誌等により発信する。							
人材育成事業	地域づくりに関する学習の機会を提供するセミナーの開催、県外研修視察の助成を行う。							
地域づくり団体顕彰事業	活発な地域づくり活動を行った団体等の表彰・顕彰を行う。							

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課（内線：7594）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰入金)	一般財源	
第30回地域づくり 団体全国研修交流会 鳥取大会運営事業	(5,114) 5,114	(5,861) 0	(△747) 5,114			5,114		
トータルコスト	9,137千円（前年度0千円）[正職員：0.5人]							
主な業務内容	地域づくり団体全国研修交流会鳥取大会運営経費の負担、事務局業務委託							
工程表の政策目標（指標）	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							

事業内容の説明 ※上段（ ）は商工労働部のふるさと雇用再生特別交付金事業計上分を含む額

1 事業の目的・概要

平成24年9月29日、30日に『第30回地域づくり団体全国研修交流会鳥取大会』を開催し、全国各地の地域づくり活動に携わる関係者を一堂に集め、地域づくり団体のネットワークの充実を図ることで、地域住民の主体的な地域づくり活動をより活性化させるため、開催に要する経費を一部負担するとともに、事務局業務を委託する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
大会運営経費負担金	2,000	1 概要 第30回地域づくり団体全国研修交流会鳥取大会運営経費の負担  2 負担内訳（予定） 地域づくり団体全国協議会 5,000千円 （財）鳥取県市町村振興協会 2,000千円 鳥 取 県 2,000千円 大会参加者 3,000千円  3 分科会開催市町（11市町） 鳥取市、倉吉市、境港市、岩美町、智頭町、三朝町、湯梨浜町、大山町、南部町、伯耆町、日南町
事務局運営業務委託	3,114	1 委託業務の内容 （1）大会実行委員会の運営 （2）全体会の企画、調整 （3）分科会運営市町村、団体との連絡調整 （4）大会報告書の作成  2 実施主体 鳥取県地域づくりセンター
計	5,144	



平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課（内線：7070）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
とっとり県民の日 総合推進事業	1,676	1,466	210				1,676									
トータルコスト	5,699千円（前年度5,460千円）[正職員：0.5人]															
主な業務内容	小学生向け小冊子の作成、県民の日広報企画、関連事業での周知・認知度向上、施設無料開放協力の呼びかけ															
工程表の政策目標（指標）	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>9月12日の「とっとり県民の日」を中心として、県民が鳥取県についてもっとよく知り、ふるさと鳥取に愛着を持つようにするとともに、鳥取の誇りを醸成して、県民の一体感を高めるよう各種事業を展開する。</p>																
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>予 算 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 小学校生向けのわかりやすい小冊子を作成、配布（まんが活用）</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1,676</td> </tr> <tr> <td>(2) 大規模イベントを活用したPR活動の展開</td> </tr> <tr> <td>(3) 各種機関・団体・企業と連携した周知活動の展開</td> </tr> <tr> <td>(4) 各種媒体による広報展開（新聞紙上、テレビのほか各種広報等）</td> </tr> <tr> <td>(5) 体育施設・観光施設の無料開放・減免</td> </tr> </tbody> </table>									内 容	予 算 額	(1) 小学校生向けのわかりやすい小冊子を作成、配布（まんが活用）	1,676	(2) 大規模イベントを活用したPR活動の展開	(3) 各種機関・団体・企業と連携した周知活動の展開	(4) 各種媒体による広報展開（新聞紙上、テレビのほか各種広報等）	(5) 体育施設・観光施設の無料開放・減免
内 容	予 算 額															
(1) 小学校生向けのわかりやすい小冊子を作成、配布（まんが活用）	1,676															
(2) 大規模イベントを活用したPR活動の展開																
(3) 各種機関・団体・企業と連携した周知活動の展開																
(4) 各種媒体による広報展開（新聞紙上、テレビのほか各種広報等）																
(5) 体育施設・観光施設の無料開放・減免																

平成24年度一般会計当初予算説明資料

5 款 労働費  
 1 項 労政費  
 1 目 労政総務費

鳥取力創造課 (内線: 7248)  
 (単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
シルバー人材センター活性化事業	8,361	8,361	0				8,361	
トータルコスト	9,970千円 (前年度 9,959千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	申請書の審査・補助金の支払い、団体指導、公益認定等業務							
工程表の政策目標 (指標)	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要                      高齢者の仕事を通じた生きがいづくり、活力ある地域社会づくりに重要な役割を果たすシルバー人材センターを支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 社団法人鳥取県シルバー人材センター連合会に対する助成                      安全就業研修会や就業開拓事業等を実施する (社) 鳥取県シルバー人材センター連合会に対し、助成を行う。(8,335千円)</p> <p>(2) シルバー人材センターに対する助言指導等</p>								

平成24年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課（内線：7248）

1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（廃止） 県民等との協働連携推進事業	0	1,650	△1,650					
トータルコスト	0千円（前年度 8,040千円）							
事業内容の説明								
平成23年度から実施している「新しい公共支援事業」の中で、相談窓口機能は実績があがっており、また、行政職員を対象とした研修については平成19年度からの実施で、一定の役割を果たしたと考えられることにより廃止。								

7款 商工費

1項 商業費

鳥取力創造課（内線：7248）

2目 商業振興費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（廃止） ガイナール鳥取子育て応援プロジェクト事業（安心こども基金）	0	4,372	△4,372					
トータルコスト	0千円（前年度 5,171千円）							
事業内容の説明								
【「鳥取県安心こども基金」充当事業】								
平成23年度限りの事業のため廃止。								

平成24年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (未来づくり推進局)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	うち未来づくり推進局								
	1項 総務管理費						2項 企画費		
	1目 一般管理費	3目 広報費	4目 文書費	1目 企画総務費	2目 計画調査費				
1 報酬	497,760	24,772	19,327	2,121	16,600	606	5,445	2,228	3,217
2 給料	2,953,450	167,490	167,490	167,490					
3 職員手当等	4,857,694	84,285	84,285	84,285					
4 共済費	1,188,476	67,384	66,561	64,002	2,559		823	343	480
5 災害補償費	500								
6 恩給及び退職年金	33,575								
7 賃金	32,007								
8 報償費	193,113	7,783	3,775	1,695	2,080		4,008	343	3,665
9 旅費	232,099	14,168	6,375	3,627	2,532	216	7,793	1,403	6,390
費用弁償	18,572	955	268		154	114	687	100	587
普通旅費	161,565	7,534	3,735	1,971	1,664	100	3,799	760	3,039
特別旅費	51,962	5,679	2,372	1,656	714	2	3,307	543	2,764
10 交際費	4,650								
11 需用費	482,776	49,933	47,214	2,693	44,401	120	2,719	435	2,284
12 役務費	519,969	151,783	148,925	4,499	144,424	2	2,858	235	2,623
13 委託料	3,329,499	229,090	144,849	120	144,729		84,241	2,038	82,203
14 使用料及び賃借料	581,447	8,489	7,207	1,043	6,144	20	1,282	340	942
15 工事請負費	969,614								
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	57,645	436	436		436				
19 負担金、補助及び交付金	7,178,241	128,476	24,051	68	23,915	68	104,425	1,450	102,975
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金	2,000								
23 償還金、利子及び割引料	193,000								
24 投資及び出資金									
25 積立金	1,511,972	254,324					254,324		254,324
26 寄付金									
27 公課費	317								
28 繰出金									
予備費									
計	24,819,804	1,188,413	720,495	331,643	387,820	1,032	467,918	8,815	459,103
財源									
国庫支出金	1,319,622								
地方債	433,000								
その他	2,574,597	430,451	606	12	364	230	429,845	14	429,831
一般財源	20,492,585	757,962	719,889	331,631	387,456	802	38,073	8,801	29,272

平成24年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (未来づくり推進局)

(単位：千円)

節	款 項 目	5款 労働費			未来づくり 推進局 計	
		うち未来づくり推進局				
		1項 労政費				
		1目	労政総務費			
1	報 酬	215,413			24,772	
2	給 料	163,768			167,490	
3	職員手当等	83,712			84,285	
4	共 済 費	91,902			67,384	
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	貸 金	1,881				
8	報 償 費	285,814			7,783	
9	旅 費	18,921			14,168	
	費用弁償	9,740			955	
	普通旅費	5,442			7,534	
	特別旅費	3,739			5,679	
10	交 際 費	50				
11	需 用 費	44,544	26	26	26	49,959
12	役 務 費	13,545				151,783
13	委 託 料	1,764,243				229,090
14	使用料及び賃借料	47,606				8,489
15	工事請負費					
16	原 材 料 費					
17	公有財産購入費					
18	備 品 購 入 費	2,391				436
19	負担金、補助及び交付金	1,275,289	8,335	8,335	8,335	136,811
20	扶 助 費	304				
21	貸 付 金					
22	補償、補填及び賠償金					
23	償還金、利子及び割引料					
24	投資及び出資金					
25	積 立 金	2,369				254,324
26	寄 付 金					
27	公 課 費	56				
28	繰 出 金					
	予 備 費					
	計	4,011,808	8,361	8,361	8,361	1,196,774
財 源 内	国庫支出金	417,283				
	地方債					
	その他	2,709,364				430,451
訳	一般財源	885,161	8,361	8,361	8,361	766,323

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
<b>2款 総務費</b>	
<b>1項 総務管理費</b>	
<b>1目 一般管理費</b>	
報酬	非常勤職員 1人
給料	一般職員 45人
負担金、補助及び交付金	研修受講負担金 68
<b>3目 広報費</b>	
報酬	非常勤職員 8人
負担金、補助及び交付金	県広報連絡協議会運営支援事業補助金 23,915
<b>4目 文書費</b>	
報酬	情報公開審議会委員 5人
	個人情報保護審議会委員 5人
負担金、補助及び交付金	情報公開をめぐる法実務参加負担金 34
	個人情報保護法の現状と対応案参加負担金 34
<b>2項 企画費</b>	
<b>1目 企画総務費</b>	
報酬	非常勤職員 1人
負担金、補助及び交付金	非営利公益活動広報補助金 1,400
	日本NPOセンター会費 50
<b>2目 計画調査費</b>	
報酬	非常勤職員 2人
	県政顧問 10人
負担金、補助及び交付金	鳥取力創造運動支援補助金 53,000
	鳥取県新しい公共の場づくりのためのモデル事業交付金 25,675
	つなぎ融資に対する利子補給補助 1,800
	保育所・幼稚園の園庭芝生化補助金 10,000
	小学校校庭芝生化モデル創出補助金 10,500
	地域づくり団体全国研修交流会鳥取大会大会実行委員会への大会経費負担金 2,000
積立金	鳥取力創造運動推進基金積立金 254,184
	鳥取力創造運動推進基金積立金(新公共) 140
<b>5款 労働費</b>	
<b>1項 労政費</b>	
<b>1目 労政総務費</b>	
負担金、補助及び交付金	(社)鳥取県シルバー人材センター連合会運営費補助金 8,335

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	特 定 財 源	特 定 財 源	一 般 財 源
平成21年度 とりネットCMSサーバ賃借料及び運用管理委託	千円 21,774	平成22年度から 平成23年度まで	千円 8,336	平成24年度から 平成26年度まで	千円 13,438	国庫支出金	地方債	その他	千円 13,438

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  県民参加による開かれた公正な県政の一層の推進を図るため、県が基本財産の全額を出資する法人及び指定管理者を実施機関に加える等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要                  (1) 鳥取県情報公開条例の一部改正                  ア 実施機関に次の法人を加える。                  (ア) 県が基本財産の全額を出資している鳥取県造林公社、鳥取県教育文化財団、鳥取県観光事業団、鳥取県食鳥肉衛生協会及び鳥取県文化振興財団(以下「全部出資法人」という。)                  (イ) 県が設置する公の施設の指定管理者(指定管理者が全部出資法人である場合を除く。)</p> <p>イ 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人(全部出資法人を除く。以下「特定出資法人」という。)に次の義務を課し、情報公開の推進を図る。                  (ア) 特定出資法人は、開示請求の手続その他当該法人の情報の公開についての規程を定め、その保有する文書の公開をしなければならない。(現行 努力義務)                  (イ) 特定出資法人が保有する文書について当該法人から開示を受けられなかった者は、当該法人を所管する実施機関に提出を求めるよう要請することができる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※法人の競争上の地位等にかかわるような秘密の流出につながらないように、以下のとおり配慮。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要請対象文書の中に、特許につながる法人経営手法が含まれる等、正当な理由がある場合は、当該要請を拒否できる(改正後の条例案第33条の3第4項)。</li> </ul> <p>第33条の3                  4 前項の場合において、実施機関から特定法人文書の写しの提出を求められた特定出資法人は、正当な理由がある場合を除き、当該特定法人文書の写しの提出を拒んではならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関に提出された文書は、当該法人等の権利、競争上の地位等を害するおそれのある内容は開示しない(改正後の条例案第9条第2項第3号)。</li> </ul> <p>第9条 実施機関は、公文書の開示請求があったときは、当該公文書を開示しなければならない。                  2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。                  (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び全部出資法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報(指定管理情報を除く。)又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。                  ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの</p> </div> <p>ウ 県から5千万円(単県1千万円)以上の補助金等を受けている団体は、その保有する情報のうち営業秘密に当たらないもの(当該補助金等の交付の対象となった事務又は事業に限る。)の公開に努めなければならない。</p> <p>(2) 鳥取県個人情報保護条例の一部改正                  ア 非開示情報の範囲を(1)に準じて改正する。                  イ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等                  (1) 施行期日は平成24年4月1日とする。ただし、2(1)ア(イ)の指定管理者については、指定管理期間の初日が平成24年4月2日以後であるものについて適用する。                  (2) 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例について、(1)に伴う所要の規定の整備を行う。</p>



鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例案

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第1条 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 <u>特定出資法人の保有する文書等の開示(第33条の2・第33条の3)</u></p> <p>第4章 情報公開の一層の推進(第34条―第39条)</p> <p>第5章 雑則(第40条―第43条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>実施機関</u>」とは、次に掲げる機関又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(1) <u>知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者</u></p> <p>(2) <u>県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(3) <u>鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社(以下「公社」という。)</u></p> <p>(4) <u>法人の設立時に拠出される財産及びこれに準ずるものの全額を県が拠出している法人(財団法人鳥取県造林公社、財団法人鳥取県教育文化財団、財団法人鳥取県観光事業団、財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会及び財団法人鳥取県文化振興財団をいい、以下「全部出資法人」という。)</u></p> <p>(5) <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、県が設置する公の施設の管理を行う法人その他の団体のうち全部出資</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 情報公開の一層の推進(第34条―第39条)</p> <p>第4章 雑則(第40条―第43条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>実施機関</u>」とは、<u>知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)</u>並びに<u>鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社(以下「公社」という。)</u>をいう。</p>

法人以外のもの（以下「指定管理者」という。）

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人、公社、全部出資法人及び指定管理者にあつては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)～(3) 略

(4) 指定管理者が保有しているもののうち、当該指定管理者が管理を行う公の施設の管理の業務に係るもの以外のもの

(開示請求の方法)

第6条 前条の規定による請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2)及び(3) 略

2～4 略

(開示請求に対する決定等)

第7条 略

2～4 略

5 実施機関は、開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び全部出資法人以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報（指定管理者が管理を行う公の施設の管理の業務に係る情報（以下「指定管理情報」という。）を除く。以下同じ。）が含まれている場合において、当該開示請求に係る公文書の内容に現に他の公文書の開示に係る訴訟（以下「同類の訴訟」という。）の争点となっているもの（判決が確定していないものに限る。）が含まれて

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあつては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)～(3) 略

(開示請求の方法)

第6条 前条の規定による請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所、事業所若しくは学校の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2)及び(3) 略

2～4 略

(開示請求に対する決定等)

第7条 略

2～4 略

5 実施機関は、開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合において、当該開示請求に係る公文書の内容に現に他の公文書の開示に係る訴訟（以下「同類の訴訟」という。）の争点となっているもの（判決が確定していないものに限る。）が含まれており、かつ、第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者から当該公文書の開示に反対の意見を表示し

おり、かつ、第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者から当該公文書の開示に反対の意見を表示した意見書が提出されたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、開示決定等（当該公文書の内容のうち現に同類の訴訟の争点となっている部分に係るものに限る。）の期限を判決が確定した日から起算して15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、当該開示請求があった日から起算して45日以内に、開示請求者に対し、この項を適用する旨を書面により通知しなければならない。

6 略

（開示義務）

第9条 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

(1) 略

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員、公社の役員及び職員、全部出資法人の役員及び職員並びに指定管理者の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報（指定管理者にあつては、指定管理情報に限る。）に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であつて、規則で定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 略

た意見書が提出されたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、開示決定等（当該公文書の内容のうち現に同類の訴訟の争点となっている部分に係るものに限る。）の期限を判決が確定した日から起算して15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、当該開示請求があった日から起算して45日以内に、開示請求者に対し、この項を適用する旨を書面により通知しなければならない。

6 略

（開示義務）

第9条 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

(1) 略

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であつて、規則で定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 略

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び全部出資法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報（指定管理情報を除く。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア及びイ 略

(4) 略

(5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社、全部出資法人及び指定管理者の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者にあっては、指定管理情報に限る。）であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社、全部出資法人又は指定管理者が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者にあっては、指定管理情報に限る。）であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、全部出資法人又は指定管理者の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ及びエ 略

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人、公社、全部出資法人若しくは指定管理者に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7)及び(8) 略

(実施機関に対する不服申立て)

第18条の3 実施機関の開示決定等又は開示請求に係

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア及びイ 略

(4) 略

(5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ及びエ 略

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7)及び(8) 略

(県が設立した地方独立行政法人に対する不服申立て)

第18条の3 県が設立した地方独立行政法人の開示決

る不作為について不服がある者は、当該実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができる。

（雑則）

第33条 略

### 第3章 特定出資法人の保有する文書等の開示

（特定出資法人による文書等の開示）

第33条の2 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費（以下「資本金等」という。）の総額の2分の1以上を支出している法人（県が設立した地方独立行政法人、公社及び全部出資法人を除く。以下「特定出資法人」という。）は、前章第1節の規定に準じて、当該特定出資法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド及び電磁的記録であって、当該特定出資法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該特定出資法人が保有しているもの（指定管理者にあつては、公文書を除く。以下「特定法人文書」という。）の開示の請求手続その他情報の公開に関する規程を定め、特定法人文書の開示を行わなければならない。

（特定出資法人に対する文書等の提出要請）

第33条の3 特定出資法人に対して特定法人文書の開示の請求を行い、その全部又は一部を開示しない旨の決定を受けた者は、当該特定出資法人を所管する実施機関に対して、当該特定出資法人に当該特定法人文書の写しの提出を求める旨の要請（以下「提出要請」という。）をすることができる。

2 提出要請は、次に掲げる事項を記載した要請書を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

- (1) 提出要請をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 提出要請に係る特定法人文書を特定するために必要な事項

定等又は開示請求に係る不作為について不服があるものは、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。

（公社に対する不服申立て）

第18条の4 公社の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服があるものは、公社に対し、行政不服審査法による異議申立てをすることができる。

（雑則）

第33条 略

(3) その他規則で定める事項

3. 提出要請を受けた実施機関は、特定法人文書を保有する特定出資法人に、期限を定めて当該特定法人文書の写しの提出を求めるものとする。この場合において、当該実施機関は、当該期限を、当該提出要請をした者に書面により通知しなければならない。
4. 前項の場合において、実施機関から特定法人文書の写しの提出を求められた特定出資法人は、正当な理由がある場合を除き、当該特定法人文書の写しの提出を拒んではならない。
5. 提出要請を受けた実施機関は、特定出資法人から特定法人文書の写しの提出を受け、又はその提出を拒まれたときは、第7条第1項から第4項までに定めるところにより、開示決定等をしなければならない。この場合において、これらの規定中「開示請求があった日」とあるのは、「特定法人文書の写しの提出を受け、又はその提出を拒まれた日」とする。

第4章 情報公開の一層の推進

(情報提供施策の充実等)

第35条 略

(県が出資する法人等の情報公開)

第38条 県が資本金等を支出している法人(県が設立した地方独立行政法人、公社、全部出資法人及び特定出資法人を除く。以下「一般出資法人」という。)及び県が補助金等(補助金、負担金、利子補給金、交付金又は貸付金をいう。以下同じ。)を交付している法人等(県が交付する補助金等の額が、国が交付する補助金等をその財源としない補助金等にあつては1会計年度につき1,000万円、それ以外の補助金等にあつては1会計年度につき5,000万円に満たないもの及び一般出資法人を除く。以下「補助金等交付団体」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該一般出資法人及び補助金等交付団体の保有する情報のうち営業秘密(研究開発、生産、販売その他の事業活動に関する情報であつて、秘密として管理されているものをいう。)に当たらないもの(補助金等交付団体にあつては、当該補助金等の交付の対象となつた事務又は事業に係るものに限る。)の公開に努めなければならない。

第3章 情報公開の一層の推進

(情報提供施策の充実等)

第35条 略

2. 公社は、当該公社の業務及び財務に関する資料をその事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(出資法人及び指定管理者の情報公開)

第38条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費(以下「資本金等」という。)を支出している法人(県が設立した地方独立行政法人及び公社を除く。以下「出資法人」という。)及び県が地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、県の施設の管理を行わせる同項に規定する指定管理者(指定管理者が出資法人である場合を除く。以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人及び指定管理者の保有する情報(指定管理者にあつては、当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。)の公開に努めなければならない。

<p>2 <u>特定出資法人及び県が資本金等の総額の4分の1以上を支出している一般出資法人は、当該特定出資法人及び一般出資法人の業務及び財務に関する資料をその事務所に備え置き、一般の閲覧に供するよう努めなければならない。</u></p>	<p>2 <u>県が資本金等の総額の2分の1以上を支出している出資法人は、当該出資法人の情報の公開に関する規程を定め、その保有する文書の公開に努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>県が資本金等の総額の4分の1以上を支出している出資法人は、当該出資法人の業務及び財務に関する資料をその事務所に備え置き、一般の閲覧に供するよう努めなければならない。</u></p>
<p>(<u>県が出資する法人等の情報公開の推進のための措置</u>)</p>	<p>(<u>出資法人及び指定管理者の情報公開の推進のための措置</u>)</p>
<p>第39条 知事は、<u>特定出資法人、一般出資法人及び補助金等交付団体の性格及び業務内容に応じ、当該特定出資法人、一般出資法人及び補助金等交付団体の情報（補助金等交付団体にあつては、補助金等の交付の対象となった事務又は事業に係るものに限る。以下同じ。）の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>第39条 知事は、<u>出資法人及び指定管理者について、その性格及び業務内容に応じ、当該出資法人及び指定管理者の情報（指定管理者にあつては、当該指定管理者が管理する公の施設に係るものに限る。以下同じ。）の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。</u></p>
<p>2 知事は、<u>特定出資法人、一般出資法人及び補助金等交付団体の情報の公開に関する相談、苦情の申出等に応じるとともに、必要な情報提供を行うため、相談窓口を設置するものとする。</u></p>	<p>2 知事は、<u>出資法人及び指定管理者の情報の公開に関する相談、苦情の申出等に応じるとともに、必要な情報提供を行うため、相談窓口を設置するものとする。</u></p>
<p>3 知事は、<u>特定出資法人、一般出資法人又は補助金等交付団体の情報の公開に関する苦情（提出要請をすべきものを除く。）の申出を受けたときは、申出の内容を調査の上、必要があると認めるときは、当該特定出資法人、一般出資法人又は補助金等交付団体に対して指導を行うものとする。</u></p>	<p>3 知事は、<u>出資法人又は指定管理者の情報の公開に関する苦情の申出を受けたときは、申出の内容を調査の上、必要があると認めるときは、当該出資法人又は指定管理者に対して指導を行うものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 雑則</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第4章 雑則</u></p>
<p>(<u>公文書の管理</u>)</p>	<p>(<u>公文書の管理</u>)</p>
<p>第40条 実施機関（<u>全部出資法人及び指定管理者を除く。</u>）は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書条例の規定に基づき、公文書を適正に管理しなければならない。</p>	<p>第40条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書条例の規定に基づき、公文書を適正に管理しなければならない。</p>
<p>2 <u>全部出資法人及び指定管理者は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の管理に関する規程を設けるとともに、公文書を適正に管理しなければならない。</u></p>	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(開示義務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、<u>公社及び鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第1項第4号に規定する全部出資法人（以下「全部出資法人」という。）を除く。</u>）に関する情報（<u>同条例第7条第5項に規定する指定管理情報（以下「指定管理情報」という。）を除く。</u>）又は開示請求者以外の個人が営む事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人その他の団体又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、<u>公社、全部出資法人及び鳥取県情報公開条例第2条第1項第5号に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者にあつては、指定管理情報に限る。）</u>であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(8) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、<u>公社、全部出資法人又は指定管理者が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者にあつては、指定管理情報に限る。）</u>であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、<u>公社、全部出資法人又は指定管理者の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害</u></p>	<p>(開示義務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人<u>及び公社を除く。</u>）に関する情報又は開示請求者以外の個人が営む事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人その他の団体又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人<u>及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報</u>であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(8) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人<u>又は公社</u>が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人<u>又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u></p>



<p>するおそれ ウ及びエ 略 オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は 独立行政法人等、<u>地方独立行政法人、公社、全 部出資法人又は指定管理者</u>に係る事業に関し、 その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(費用負担) 第20条 この条例の規定により文書等又は磁気テープ 等に記録されている個人情報<del>を</del>印字装置により出力 した物の写しの交付<u>その他の物品の供与</u>を受ける者 は、当該<u>供与</u>に要する費用を負担しなければなら ない。</p> <p>(他の制度との調整) 第26条 他の法令（鳥取県情報公開条例を除く。）に 個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求の規定が あるときは、当該他の法令の定めるところによる。</p> <p>2 略</p>	<p>ウ及びエ 略 オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は 独立行政法人等、<u>地方独立行政法人若しくは公 社</u>に係る事業に関し、その企業経営上の正当な 利益を害するおそれ</p> <p>(費用負担) 第20条 この条例の規定により文書等又は磁気テープ 等に記録されている個人情報<del>を</del>印字装置により出力 した物の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成 <u>及び送付</u>に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(他の制度との調整) 第26条 他の法令（鳥取県情報公開条例（平成12年鳥 取県条例第2号）を除く。）に個人情報の開示、訂 正又は利用停止の請求の規定があるときは、当該他 の法令の定めるところによる。</p> <p>2 略</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県情報公開条例第2条第1項及び第2項の規定は、同条第1項第5号に規定する指定管理者のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項の期間（次項において「指定期間」という。）の初日がこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）後であるものについて適用する。

3 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、県が設置する公の施設の管理を行う法人その他の団体のうち、指定期間の初日が施行日以前であるものについては、第1条の規定による改正前の鳥取県情報公開条例第38条第1項及び第39条の規定は、なおその効力を有する。

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

4 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

条例名等	鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p><b>1 提出理由</b>          特定非営利活動促進法の一部が改正され、特定非営利活動法人の認定要件の緩和、認定権限の県への移譲等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>(1) 特定非営利活動法人の設立等に係る認証又は不認証の決定は、申請書類の縦覧期間経過後1月以内に行うものとする。</p> <p>(2) 特定非営利活動法人は、書面又は電磁的記録をもって社員総会の議事録を作成しなければならないこととし、社員総会の決議があったものとみなす場合には、その内容等一定の事項を議事録に記載しなければならない。</p> <p>(3) 特定非営利活動法人等が知事に提出した事業報告書等を謄写する者は、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(4) 認定を受けようとする特定非営利活動法人は、寄附者名簿等を添えて知事に申請しなければならない。</p> <p>(5) その他特定非営利活動法人等が知事に申請、届出等を行う場合の手続について定める。</p> <p>(6) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p><b>3 施行期日等</b></p> <p>(1) 施行期日は、平成24年7月9日とする2(6)の一部及び3(2)を除き、同年4月1日とする。</p> <p>(2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(役員の住所又は居所を証する書面)</p> <p>第3条 法第10条第1項第2号ハ（法第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限を有する官公署が発給する文書（当該文書が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付したもの）</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用する場合及び同法第30条の7第5項の規定により他の都道府県の知事（同法第30条の10第1項の規定により同項の指定情報処理機関に行わせている場合にあっては、当該指定情報処理機関）から当該役員に係る本人確認情報の提供を受ける場合は、前条の申請書には、第1項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2章の規定の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(役員の住所又は居所を証する書面)</p> <p>第3条 法第10条第1項第2号ハ（法第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法（昭和27年法律第125号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第4条第1項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村（特別区の存する区域及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、区）の長が発給する文書</p> <p>(3) 当該役員が前2号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限を有する官公署が発給する文書（当該文書が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付したもの）</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用する場合及び同法第30条の7第5項の規定により他の都道府県の知事（同法第30条の10第1項の規定により同項の指定情報処理機関に行わせている場合にあっては、当該指定情報処理機関）から当該役員に係る本人確認情報の提供を受ける場合は、第2条の申請書には、第1項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。</p> <p>(社員の表決権行使に係る電磁的方法)</p> <p>第4条 法第14条の7第3項の条例で定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供</p>

し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(事業報告書等の提出及び閲覧)

第5条 法第29条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

2 法第29条第2項の規定による書類の閲覧は、規則で定めるところにより行うものとする。

(補正できる軽微な不備)

第4条 法第10条第3項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない誤記、誤字又は脱字とする。

(認証期間)

第5条 法第12条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める期間は、1月とする。

(社員総会の議事録)

第6条 特定非営利活動法人は、書面又は電磁的記録(法第14条の9第1項に規定する電磁的記録をいう。)をもって社員総会の議事録を作成しなければならない。

2 特定非営利活動法人は、法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなす場合は、当該社員総会の議事録に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなす事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなす日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(定款の変更の認証申請及び届出)

第7条 法第25条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に同条第4項に定める書類(所轄庁の変更を伴う定款変更の場合にあっては、法第26条第2項に定める書類)を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第25条第6項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出は、規則で定める届出書に法第25条第6項に定める書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

(事業報告書等の提出)

第8条 法第29条(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による事業報告書等の提出は、規則で定める提出書に法第28条第1項に規定する事業報告書等を添えて、毎事業年度初めの3月以内に知事に提出して行わなければならない。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第9条 法第30条の規定による書類の閲覧及び謄写は、規則で定めるところにより行うものとする。  
2. 法第30条の規定により書類の謄写を請求する者は、規則で定めるところにより、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

(合併の認証の申請)

第10条 略

(合併の認証の申請)

第6条 略

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第11条 法第35条第1項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

(認定の申請)

第12条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に同条第2項各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、法第45条第1項第1号八に掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、法第44条第2項第1号に掲げる書類を添付することを要しない。

(認定の公示)

第13条 法第49条第2項第5号(法第51条第5項、第62条及び第63条第5項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める事項については、規則で定める。

(認定の有効期間の更新申請)

第14条 認定特定非営利活動法人は、法第51条第1項に規定する有効期間の更新を受けようとするときは、規則で定める申請書に法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(定款等の提出)

第15条 法第52条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、規則で定める提出書に同項に定める書類を添えて、知事に

提出して行わなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第16条 法第55条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、規則で定める提出書に同項に定める書類を添えて、毎事業年度初めの3月以内に知事に提出して行わなければならない。ただし、既に知事に提出されている法第54条第2項第2号に掲げる書類の内容に変更がないときは、その書類の提出を省略することができる。

2 法第55条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、規則で定める提出書に法第54条第3項又は第4項に規定する書類を添えて、当該書類を事務所に備え置いた後遅滞なく知事に提出して行わなければならない。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第17条 法第56条(法第62条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による書類の閲覧及び謄写は、規則で定めるところにより行うものとする。

2 法第56条の規定により書類の謄写を請求する者は、規則で定めるところにより、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

(仮認定の申請)

第18条 法第58条第1項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(合併の認定の申請)

第19条 法第63条第1項又は第2項の規定により合併について認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、第10条の規定による申請書の提出と同時に、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法による手続等)

第20条 法第74条に規定する手続については、規則で定めるところにより、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条から第5条までの規定を適用する。

2 法第75条に規定する作成、備置き及び閲覧については、規則で定めるところにより、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第3条から第

(内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧)

第7条 知事は、法第44条第1項の規定により送付を受けた書類の写しについて閲覧の請求があった場合には、規則で定めるところにより、これを閲覧させるものとする。

(情報通信の技術を利用する方法による手続等)

第8条 法第44条の2の規定により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条から第6条までの規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合に関し定める事項については、規則で定める。

2 法第44条の3の規定により、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第3条から第6条までの規定により電子情報処理組織を使用する方法

<p><u>5条までの規定を適用する。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第21条</u> この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p><u>その他の情報通信の技術を利用する方法による場合</u> <u>に関し定める事項については、規則で定める。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第9条</u> この条例に定めるもののほか、<u>法第2章の規定</u>及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び次項の規定は、同年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第1項第1号に掲げる書面には、改正前の鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第1項第2号に掲げる文書を含むものとする。

条例名等	鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由                  検討中の鳥取県民参画基本条例（仮称）との整合性や県民による非営利公益活動の促進に関する施策等について1年間かけて検討するため、条例の失効期限を延長する。                  ※参考 鳥取県非営利公益活動促進条例（抜粋）                  （意見又は提案の聴取）                  第8条 県は、県民が行う非営利公益活動と関連する施策の策定及び実施に当たっては、<u>あらかじめ、県民の意見又は提案を聴くよう努めなければならない。</u>                  2 県民は、前項の規定による場合のほか、<u>県の施策に対する意見又は提案…（中略）…を知事…（中略）…に提出することができる。</u></p> <p>2 概要                  (1) 条例の失効期限を平成25年3月31日（現行 平成24年3月31日）まで延長する。                  (2) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例案

鳥取県非営利公益活動促進条例（平成13年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則                  (施行期日)                  1 略                  (この条例の失効)                  2 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>までに延長その他の<u>所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>附 則                  (施行期日)                  1 略                  (この条例の失効)                  2 この条例は、<u>平成24年3月31日</u>までに延長その他の<u>所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則  
 この条例は、公布の日から施行する。



条 例 名 等	財産を無償で貸し付けること（グラウンド等用地）について						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      県有財産の有効活用を図るとともに、スポーツの振興及び、子供の健全育成に寄与することを目的に設立された特定非営利活動法人に対する支援を行うため、同法人がスポーツ行事等の用に供するための土地を無償で貸し付けようとするものである。</p> <p>2 概要                      (1) 財産の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土 地</td> <td>鳥取市湖山町西二丁目254番 ほか 29筆</td> <td style="text-align: center;">23,205.46平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方                      鳥取市桂見831番地14                      特定非営利活動法人 グリーンスポーツ鳥取</p> <p>(3) 貸付期間                      平成24年4月1日から平成34年3月31日まで</p>	種 類	所 在 地	数 量	土 地	鳥取市湖山町西二丁目254番 ほか 29筆	23,205.46平方メートル
種 類	所 在 地	数 量					
土 地	鳥取市湖山町西二丁目254番 ほか 29筆	23,205.46平方メートル					